

## 現場代理人の常駐緩和に関する要件・注意事項・提出書類

高島市建設工事契約約款第10条に規定する現場代理人について、市発注工事で次の要件を満たすものについては、他の市発注工事の現場代理人との兼務を認めることとし、本件の適用は平成26年7月1日以降の契約案件から適用します。

### 【現場代理人の常駐義務緩和対象工事】

※緩和対象工事は高島市発注の工事で次のいずれかを満たす場合

- (1) 工事の不稼働期間が契約図書もしくは工事打合簿等により明確となっている、契約額1,000万円以上(税込み)の工事
- (2) 契約額が1,000万円未満(税込み)の工事

(注意)

- ① 特記仕様書等により他の工事との兼務ができない旨が規定されているときは、緩和対象としない。
- ② 100万円未満(税込み)で契約書の締結を行わない工事は、兼務の件数のカウント対象としない。(請書案件)

### 【現場代理人の兼務の要件】

※市発注工事で次の要件全てを満たすもの

- (1) 既に兼務している工事が無いこと(※兼務は2件まで)
- (2) 稼働中のいずれかの工事現場に駐在すること

## ◎業者が行うべき手続き

### 【現場代理人を兼任しようとする時】

「現場代理人兼任届」 → 兼務する2つの工事の担当課へ提出

担当課：写しを契約検査課で提出

### 【現場代理人の兼任を解除する時】

「現場代理人兼任解除届」 → 兼任を解除する工事の担当課へ提出

担当課：写しを契約検査課で提出

※「現場代理人兼任解除届」事例別の提出の要否 (○：必要 ×：不要)

兼務の解除の例	本件工事①	兼務工事②
本件工事①の現場代理人を変更し、兼務を解除する場合	○	○
兼任する他の工事②の現場代理人を変更し、兼任を解除	○	○
兼任する他の工事②に係る契約の履行が完了	○	×